

第1回相模灘沿岸海岸保全基本計画策定懇談会 議事録

(資料説明の部分については、省略しています)

日時：平成25年11月8日（金）13:30～15:00

場所：日本大通7ビル 500会議室

1. 開会

（1）相模灘沿岸海岸保全基本計画策定懇談会傍聴要領（案）（資料1）

（2）相模灘沿岸海岸保全基本計画策定懇談会規約について（資料2）

（以上の部分は省略しています）。

【近藤会長】 皆様こんにちは。今から9年前にこの相模灘海岸沿岸基本計画というものを柴山先生と、また、各委員の皆様と一緒に作成したわけです。その際には、津波というものをあまり考慮せずに、高潮対策をメインに進めてきたわけですが、皆さん御承知のとおり、一昨年、3.11という東日本太平洋沖大地震、津波を伴う最大クラスの、いまだかつて経験のない災害があったわけです。それを踏まえて、今回津波に対しても見直そうということで、津波の高さの推算につきましては柴山先生御専門ですので、さまざま、過去の歴史を踏まえながら、この津波というものを御指導いただきました。また、今回の委員会でもぜひ先生の高い知見をここで御紹介いただきながら進めていきたいと思いますが、同時に、この沿岸域の利用につきましては、単に防護だけではなくて、海岸法が定める公衆の利用という側面、それから環境という側面、この2つに、防護を入れまして3つの要素が一緒になっておりますので、特にレクリエーションの方、漁業関係者の方、また障害者の方々に、また環境や植物の御専門家も皆さんいらっしゃいますので、ここに一堂に会いまして利用と環境という側面でもう一度見直しながら、よりよい神奈川県の沿岸海岸保全基本計画を推進するためにこれまでの基本計画を再構築することでございます。よろしく御協力のほどお願い申し上げます。以上でございます。

【事務局】 どうもありがとうございます。続きまして、柴山副会長のほうからごあいさつをお願いいたします。

【柴山副会長】 早稲田の柴山でございます。私は、災害が専門ですので、東北の津波の後、津波の見直しについてお手伝いをしていたのですが、実は高潮も、非常に大きな脅威になっております。ちょうど今日フィリピンに大きな台風が来て、今日の午前中に上陸いたしました。私の研究室では、現在の状況を把握し、数値シミュレーションを実施しています。これまでの高潮予測というのはすべて、過去の状況を踏まえて備えを固めるという

ことなのですが、どうも最近は、台風の挙動がこれまでと違うようです。今回のフィリピンに来たのも既に台風 30 号と年間の台風数が多いですし、今年たくさんの台風が来ることになります。多くの台風が発生したことも経験は少ないですし、さらに、900 ヘクトパスカルを下回るような、非常に強力な台風がフィリピンに来るというようなことも極めて珍しいことです。昨日から学生と一緒にフィリピンに来る台風 30 号をよく観察して、さらにシミュレーションモデルで今後の進路を予測するということをやっております。私そういう意味で、今日はそわそわしてるかもしれませんけれど、それは台風、高潮を注視するという立場も重要だということでございますから、どうぞお許し下さい。

この委員会では、災害、防災の面から近藤会長を補佐して、意見を申し上げようと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【近藤会長】 どうぞよろしくお願ひします。

【事務局】 どうもありがとうございました。それでは、規約に基づきまして懇談会を進めさせていただきます。懇談会の議長は規約第 4 条により会長が当たることとなっておりますので、ここからの議事につきましては議長であります近藤会長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

2. 議題

【近藤会長】 それでは、第 1 回相模灘沿岸海岸保全基本計画策定懇談会を開始いたします。

初めに、海岸保全基本計画の策定について、及び 2 番目の相模灘沿岸海岸保全基本計画策定の変更等のスケジュールですか、それにつきまして事務局から御説明をいただきます。よろしくお願ひいたします。

(1) 海岸保全基本計画の策定について（資料 3）

(2) 相模灘沿岸海岸保全基本計画策定（変更）のスケジュールについて（資料 4）

（以上の資料説明は省略しています。）

【近藤会長】 はい、ありがとうございました。ただいま事務局から資料 3 及び資料 4 について御説明をいただきました。何か皆様のほうからただいまの、特に資料 3、海岸保全基本計画の策定に当たってということで、海岸法の改正に始まってどう推移してきたのか、それとこの基本計画をつくるに当たってどう進めていくのかというような大きな流れを御示唆いただきました。また、法律のいろいろなことを書かれていますけれども、要は、

皆さんと協働しながら県は適正な海岸の保全と利用を進めていくという観点でこういうものをつくっていくということでございます。あえて言うならば、神奈川県は全国の中でも最も先進的な県でございまして、特に海岸と保安林といいますか、これが一体となっているわけですけども、ほかの県ではこれはばらばらで管理されていまして、特に保安林の利用とかそういう側面、それから海岸の取り合いと言ったらおかしいのですけども、もう、非常に海岸が侵食されて海岸がないところで、保安林の前面にコンクリートの壁をつくってしまうような状況になっています。そういう事態はないように、特に神奈川県では歴史的に保安林とそれから海岸が一体となって管理運営しておりますし、保全計画も進んでおります。そういう意味で先進的ですし、このような海岸基本計画をつくるに当たってもパブリックインボルブメントといいますか、いわゆる市民の方々と協働してこういう案をつくっていくというようなことも全国に先駆けてやっております。その意味で、今回この基本計画を見直すということでございますので、その中でこの海岸法についての、あるいはこの海岸保全基本計画というのはどういうものかということの御説明があったわけです。今読んでも法律的なことで、全部読むのは時間がありませんので、そこら辺については何かもし疑問がありましたら事務局に別途問い合わせていただくということにさせていただけますでしょうか。はい、どうもありがとうございます。

そのほか、スケジュールについてはいかがでしょうか。私たちの役務としては、基本計画を見直すということで、第2回目は2月頃に開くのですね。

【事務局】 2月の中旬には開催させていただきたいと思っております。

【近藤会長】 はい。今日のディスカッションを踏まえて文言の整理なんかを行いますので、それをこういう形で各海岸管理者といいますか、市町村に問い合わせて、その意見を総合的にまとめた上で県のほうでそれを整理して、もう一回皆様方にその内容を問うというような形で進めていくということでございます。特別なれば3と4の資料につきましては終了いたしますけれど、何かほかに御意見という、御質問でも結構です。よろしゅうございますか。どうぞ。

【柴山副会長】 平成16年に策定してからもう随分時間がたったのと、それから特に災害に関しては東北の大きな津波がありましたし、大きな台風が来たりいろいろなことがありました。これを9年たって見直すのですが、状況が大分変わったなというふうに県が判断されて改定をしようと思ったものなのですか。それとも、10年ぐらいの間隔で必ず見直そ

うと思っていると、そういうことなのでしょうか。

【鈴木課長】 策定当時も、見直しというか変更をどれぐらいのスパンでやるかという議論があつたのですが、海岸法にも何年で見直せということは書いてありませんし、基本的には都道府県知事に任せられているということです。当時は、やはり大きな状況の変化があつたときにはやはり見直すべきだろと。あともう一つは、やはり一定の期間、多分10年ぐらいだと思うのですが、一定の期間が過ぎたらやっぱり見直すべきだろうということで、今回たまたま10年に近づいたということと、それから先生御指摘のありました東日本大震災や台風等もかなり大きなものが来ていますので、そういうところで防護の面も見直す。その2点から今回見直すということに考えたということでございます。

【柴山副会長】 どうもありがとうございます。

【近藤会長】 よろしくございます。ほかになければ次の議題に移させていただきます。

それでは、議題の1、2が終わりましたので、3のほうに移させていただきます。相模灘沿岸海岸保全基本計画変更素案につきまして事務局から御説明願います。資料の5ですね。

(3) 相模灘沿岸海岸保全基本計画変更素案について（資料5）

（以上の資料説明は省略しています。）

【近藤会長】 はい。ただいま事務局から膨大な資料の、内容ですね、内容が膨大であつて、そんなに厚くないのですけれども、要点だけまとめて基本計画とされています。文言にまとめるところということですけども、この検討に至るまではかなりそれぞれの地域を、また、自治体の方と相談しながらつくったわけとして、それを見直そうということで、今回、見直す部分だけを黒線で引かれ、見直したところを赤文字で、アンダーラインが引いた形で提案されております。これを見て何か皆様が感じることがございましたら忌憚のない御意見を賜りたいと思います。特に文言の説明というんですか、専門用語がたくさんあって、これはあくまでも県民のために、こういう基本計画がありますよということで開示されるものです。そのためにパブリックコメントを求めるわけですけれども、専門用語をもう少し、文章中には幾つか解説があるのですけども、難しい言葉があつたりすると思いますので。特に、県が先進的にやられた総合土砂管理というのがどういうものなのかということなどですね、総合土砂管理が書いてあるのだけれども中身がわからない。ぜひどこかに解説をしていただきたい。それから、専門家はわかるけども、わかりにく

いのが朔望平均満潮位です。津波については打ち上げ高みたいなことでわかりやすいのですけども、潮位については朔望平均というのは何なのということを書いてもらいたい。それから P D C A は専門家の方は皆さんもう本当わかるのですけども、また、民間企業でも当然使っている言葉ですが、この辺が、プラン、ドゥー、チェック、それからアクトというような、それ全部をどういう意味で使っているかみたいなことも書いてもらいたい。

もう一つ気になったのが、順応的管理ですけども、これも環境関係ではよくわかつている方が多いのですが、海岸の順応的管理というはどういうことを言うのだろうかというのも解説してもらいたい。恐らく生態学的なものとはちょっと意味が違ったりしますので、この辺解説がいると思います。そういう意味で、各委員の方々から、こここの言葉はわかりにくいかから、もしくは皆さんが読んでいて、恐らく一般の方だったらこういうところはわかりにくいなというものをチェックしていただいても結構です。そういうことでよろしくお願ひします。

それから間違っているところが 1 つあって、平成 22 年ですので、P 2-34 ですか、「運輸省・建設省・水産庁」という言葉があつて、P 2-34 のちょっと上のほうに、いわゆる 3 省庁というところが、これ国土交通省になっていると思うので、そこはぜひ。括弧を入れるのであれば港湾局と、今、河川管理も…河川が変わったんですよね。そこも、もし括弧で入れるのだったらそう書いていただきたい。水産庁はそのままだと思いますので。そういうようなところに気がつきましたけども、各委員の皆様方で何か、やはり易しく書いてほしいなというのが前提にあると思いますので、その辺がやはり重要な視点です。ぜひ今わかる…気がついた範囲で結構ですので、御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。それから利用者の立場で、こういうところがちょっと不足しているんじゃないのかとか、それから、津波もレベル 1 というのとレベル 2 ということで、皆さん生きている間に 1 回ぐらいは来るなと思う、あるいは何度か来るであろうという、数十年から百数十年に一度の津波というのはレベル 1 という話なのですけども。それからレベル 2 となると数百年から 1000 年ぐらい、つまり 10 世代ぐらい…何ていうんですかね、続かないとなかなか出てこない、なかなか、今、自分が生きている間にはないかもしれない。でも、ある可能性はあるんですよ。そういうようなところで、ここではあくまでもレベル 1 の、自分が生きている間に来るかもしれない津波についての記述なんですね。ですから、この辺も何かちょっと解説がいるかなと思います。その辺、専

門家がいらっしゃいますので、柴山副委員長、何かこれ読んでいて何か御意見ございましたらよろしくお願ひいたします。

【柴山副会長】 今、近藤会長がおっしゃったように、ちょっとわかりにくい部分があるというのと、もう一つは、防災の観点から言うと、津波と高潮の扱いが今少しバランスを欠いている…バランスがよくないんですね。というのは、東北の津波が起きて以来、津波の想定外をなくすという観点で、神奈川県庁でも精力的に見直していただいて、ほぼ、今の学問的水準で起こりそうな津波というのはほとんどすべて含んだと思います。ですから、今の状況でいくと、レベル2で想定外というのはまずないだろうと思います。すべて想定に入っているだろうと思っているわけです。ところが、高潮のほうはどうかというと、今回も見直していただいたんですけど、ここ数十年の間にどんな高潮が来たかということをもとに、これまでの経験をもとに推定値を出すという手法ですから、これも従来の方法となります。

今、私の研究室も含めて、世界でいくつかの研究室が競って進めているのは、基本的に温暖化が起こって日本近海の環境が変わったときに、台風がどう変わって、高潮の推定値がどう変化していくかということです。それを今の時点でこれを行政に入れるのは無理ですから、まだ入らないと思うんですけど、恐らく5年程度で温暖化後の高潮の高さを推定する新しい手法ができ上がると思います。想定外をなくすという意味では、これまで経験に頼ってきたんですけど、高潮の場合には環境自体が変化するという要素があって、経験に頼ると想定外が起こる可能性があります。次回の見直し、これ社会的な状況が変わったりしたら見直すんだと先ほど課長がおっしゃったんですけど、学問的な水準が上がって、かなりの確からしさをもって、高潮の温暖化後の推定ができるようになったらそれを入れていただくということで、今のところはお許しいただきしかないと私は思います。そういうことをちょっと考えておいていただきたいと思います。今できないうれしいけど、5年ほどで高潮の推定はかなり温暖化後を踏まえて推定できるようになる。そしたらそれに関して推定値を入れ込むことによって高さの推定も変わってくる可能性がある。そこで初めて想定外がなくなってくるということになると思います。ただ、今の時点ではまだそこまで対応できないので、これでやっていただければいいと思います。

それから、一つ気がついたのは、2-10ページで、海岸保全施設の整備状況というお話をあるんですけど、ここは湘南海岸に強く影響されているようです。ぜひ秋谷の海岸の礫養浜を、ここでも紹介していただいたほうがいいと思います。これは世界的に有

名な事例になりつつありますと、礫養浜をやるとどういうことが期待できて、どういうところに問題があるかというのは、まさに神奈川県が先進的にやられた秋谷海岸に注目が集まっていますから、ここでもやはり礫養浜のパフォーマンスについて言及していたくことが必要かなと思いました。

それ以外のことについては、少なくとも防災の部分については、現在の学問レベルに反映するとここまで今できるということを反映していると思います。あとは近藤会長がおっしゃったように、いろいろな専門用語を住民の方にも理解していただかないと災害のときの行動につながりませんので、その辺は今日に限らずもう一度よく見直した上で、御意見を、こういうところは少し書き直して下さいというような御意見申し上げたいと思います。

【近藤会長】 はい、ありがとうございます。ほかに委員の方々、いかがでしょうか。左のほうから回ってよろしいですかね。高橋委員のほうから何か、漁業・水産の関係でいかがでしょうか。

【高橋委員】 2-25から27まで、3ページのほうに、同じ、海岸の防護についてというところ、見直しをするように赤線のアンダーラインが3ページとも引かれて、同じ言葉が使われているわけですが、地域が違っても同じ言葉を使っているということにちょっと違和感を感じるんです。具体的には、前のほうのページで砂浜を養浜して消波機能を高めるというようなことが書かれていますので、この3ページに書かれているものはすべて養浜ということで理解してよろしいのですか。

【事務局】 基本的にそうです。養浜を主体として相模湾沿岸海岸侵食対策計画をつくっておりままでの、基本は養浜を主体として考えています。

【高橋委員】 はい、わかりました。

【近藤会長】 よろしいですか。

【高橋委員】 はい。

【近藤会長】 はい、ありがとうございます。持田委員、いかがでございましょうか。

【持田委員】 私の専門とする植生のほうはあまり変わってないようなので、あれなんですが。ちょっとお聞きしたいのは、先ほど推定値でしたっけ、例えば高潮と津波の高さを一応推定されていますよね。その数値というのはわかるんですが、具体的に、例えばその養浜を主体とすると言いながらも堤防をつくるなんていう計画のときにはこれを使われる。例えば、この間の3.11の津波の後で随分私も見に行っているんですが、現実に予算がつ

いて 12 メーターの壁を、防護壁、防潮堤つくっているわけですね。陸側から海がもう全く見えない。そういう考え方と、それから岩沼とか、ずっと陸前高田あたりまでは、著名な教授である宮脇昭先生とかそういう人たちがマウンドに植栽してという。そういうような発想というのはこの相模灘の防災計画の中には入らない、入れない感じですか。

【事務局】 津波としましては、東日本で被災した場所については本当に高い堤防というものを計画しているということなのですから、全国的にそうなのですが、発生頻度の高い津波に対して守りますという考え方です。それは従来と変わらないレベルになっているのですけども、東日本の津波とかそういった最大クラスについては基本避難することをメインに対策を考えているということです。相模湾に関しては最大クラスの津波で構造物をつくって防護するという考えは基本ありません。そういう内容で記載しております。

【近藤会長】 持田委員にお聞きしたいのですけども、この 10 年ぐらいで、温暖化で海の生態が随分変わったというのがあるんですけども、同様に陸の地被植物といいますか、そういうものはやはり変わったりなんかしているのでしょうか。ハマボウとかハマナスとかの分布とか。

【持田委員】 植物の場合はそこまで反応が速くないので、温暖化していわゆる亜熱帯だとか温帯の南のものがもうちょっと北までいったとかというのは、リジエネレーションがやっぱり、魚は海洋で運ばれてくる。ですから、一、二年で収穫量、ブリが北海道とかでとれるとか、そういうのは植物側の反応としてはサイクルが違います。二、三十年、四、五十年、場合によっては 100 年スケールで分布拡大というのは起こるものだと思います。

【近藤会長】 はい、わかりました。もしまた見直しがあるとしたら、先ほど 5 年という話が一つ上がっていたんですね。とても 5 年じゃその見直しは、植物の場合は難しいということですね。

【持田委員】 そうだと思いますね。先ほど陸前高田の例を挙げましたけど、植栽するのにその照葉樹を入れろという意見があつて、やるんですけど、そのあたりを見るとちょうど夏緑広葉樹林との移行帶なので、この神奈川県の平塚あたりで種をまいてふやしたのを持っているんですね。そうすると地元の人は、いわゆる遺伝子のコンタミネーションが起こるからそれはけしからんという、一方では反対も多いんですよ。でも、有力者というか、元総理大臣の細川さんあたりが代表になってやっているけど、そういうので植えちゃうのですけど。それが植物を研究する者として本当にそれでいいのかなという思いもあります。ですから、その分布拡大については非常にセンシティブにやらな

いとならないし、温暖化でその海面上昇の速さとそれから陸側の侵食とかいろいろ難しい問題あると思うのですけども、植物側の反応はそこまで速くないと思います。

【近藤会長】 はい、わかりました。ありがとうございました。はい、どうぞ、高橋委員。

【高橋委員】 今、魚の話が出ましたけど、ブリの話も出了しました。昭和30年代前半では、ブリというのは佐渡を越えないと言われておりましたね。ところが、今、今年あたりは稚内あたりで豊漁です。それで函館湾はブリで賑わっています。サケ定置の中にブリが入って、サケがとれない、こんな状況がずっと続いています。相模湾の中でも、かつてのように、秋にはどういう魚が来て、冬にはどういう魚が来るという、その境がなくなっている。要は四季が魚になくなっている。夏の魚が真冬に入ってくる。結局、高温度化によって今年あたり、今まで例になく海水温が、表面の海水温が30度を超してます。もう本当に考えられないですよね。そういうことになってきますと、南に泳いでいた魚がどんどんどんどん北上してくるんです。それと一緒に、水位がどんどん上がってくるわけですね。水位が上がることによって、今、3月11日の震災の後、津波が非常に注目されていますけども、我々が本当に身近に感じているのは台風による高波です。西湘海岸に行くと毎年養浜をしていますけど、養浜は無駄じゃないのかというぐらい流されます。これの繰り返しですけど、でも、やらないわけにいきませんから、やっているようですが、現状ではそのぐらいです。小田原の防波堤の一番高いところが9メートルありますけども、この9メートルもちょっと大きい台風ですと越えてきます。ですから、本当に安心して船を置けないという状況もあるわけですね。ですから、これからこういうものを策定していくときに、想定することそのものがもうできなくなっていますよね、想定外ということがありますから。ですから、あるところの目安ができたらそれよりもう一歩上を目指したものをしていかないと、二、三年でまた見直しという話になるのですね。

【近藤会長】 はい、ありがとうございました。はい、どうぞ、副会長。

【柴山副会長】 今、持田先生から東北へ行くといろいろな防潮堤の高さがあるというお話があつたのですが、これ4省庁の通達に沿った結果です。行政としてここにある、5-1のような水位表はつくることができます。その後、地域ごとにどういう高さの防潮堤を選ぶかというのは、その地域のこれまでの経験、経済的な状況、産業の状況とかいろいろなことを考えて天端の高さ決めてくださいと書いてあります。神奈川県の各市町にもある程度の自由度があります。東北でなぜあのようにまちまちな結果が出るかというと、例えば岩手県の場合には、明治三陸津波は今回とほとんど同じ高さですから、115年に2

回大きな津波が来ました。その経験からやはりレベル2に対応するような大きな防潮堤を欲しいのです。それ以外の地域は経験により、それからそれぞれの地域の事情によって高さを選べますので、宮城県に行くと別の高さの選択があるわけです。これは、地域の経験によって高さが決められるということがあります。神奈川県もこれ見て、自分の地域は歴史的に見ても、相模トラフ、南海トラフ、それぞれいろいろなところから津波が来る可能性もあるし、高潮もあるのでもっと高くしたいというところがあつてもおかしくはないということだと思います。あるいは、避難計画も充実されているので、低くてもいいということもあるということです。

【近藤会長】 ありがとうございます。これかなり重要な面ですけども、ちょっと十分時間がなくて、一応この委員会、3時ぐらいをめどということで、恐らく10分や15分は了承範囲だと思いますので、ただいま柴山副会長、それから高橋委員、持田委員からいただいたようなところの気候変動について、最初に書かなくてもいいと思うのですけども、一番後ろのほうにそういうものを書いてほしいのと、それから海岸に県がこういうものを整備した後、自治体がどう今後対応していったらいいかという考え方も、後ろのほうにちょっと書いておいてもらいたい。どういう書き方をしたらいいかはまた別途この会長、副会長と県の皆さん方で相談してまとめるとしても、それかなり重要なことだと思うので、ぜひお願ひいたします。

申しわけございませんが、次に移させていただきます。山口委員、いかがでございましょうか。

【山口（靖）委員】 今日初めて参加させていただいたのですけど、私の組織、日本サーフィン連盟で、波に乗るスポーツなのですけど、それで津波のことを話して、ちょっと複雑な気持ちなのですから。これから理解して、いろいろ話を聞いてやっていきたいと思います。

【近藤会長】 はい、ありがとうございました。引き続きまして、山口祥太郎委員、よろしくお願ひいたします。

【山口（祥）委員】 はい。障害持っている者は、海でいろいろ遊ぶことができないと思うので、せめて漁港の周りや観光施設などをバリアフリー化していただければ一番いいのじゃないかと。ただ、トイレなんか、せっかくつくっていただいても立派過ぎちゃって、健常者にいかがわしい目的で使われたり、鍵をかけてしまうところがかなりあるんですね。観光地なんかも。ですから、そんな立派なものでなくて、一般的のところをちょっと広めに、つくっていただいて、手すりなどを用意してくだされば、一般の方も使えるし、

障害者も使えるのでいいんじゃないかと思う。例を出すと、新宿御苑の正面入り口にレンガづくりの立派な障害者の公衆トイレがあります。そこは365日、いつ行ってもかぎが閉まっている。いかがわしい目的で使われるので管理上施錠していますとだけで、どこに連絡したらあけてくれるかわかりません。それから、2年ぐらい前…3年、熱田神宮に行ったときもやはり公衆便所のかぎが閉まっている。利用中と書いてあったので、ずっと並んで待っていたら売店の女の人が気がついて、管理事務所へ行かないとかぎあきませんよというふうな状態でした。せっかくの設備も障害者に非常に不親切な管理の仕方がされているので、そういう点をしっかり注意してもらいたいと思います。

【近藤会長】 ありがとうございます。これについてはちょっと各地域でこの災害、防災の関係で避難のことで要介助者の話が、各地方自治体でその計画をつくらないといけないということがあるのですけども、公共…公共って、県が整備するこの海岸のところで、やはりこの高潮、津波の警報が鳴ったらどうしたらいいかというような、何かそういう、避難の看板はもうつくっておりますよね。これ、一般の人も含めて、あえて…何ていうんですか、障害者とか要介助者ということじゃなくて、そういう事例もどこかに写真を載せてもらいたいなと思っていましてね、この中に。港湾については、私も見たことあるんですけども、ほかの海岸についてそういうような、避難経路とか避難の注意とか、そういうことは何かありますか。あればそれでいいと思いますが。今回細かく見ることはできなかったのですけども。

【鈴木課長】 2-31ページに、ちょっと小さくて中身まではつきり見えないんですけど、2-31ページの右側の写真がいわゆる津波情報で、どの辺まで津波が来るかとか、そういう写真、看板の写真になっています。市町によっては、これに避難場所だとか避難経路だとかを入れている看板もあるのですけど、それは、まだまちまちでして、全部がすべてできてているというわけではないと。

【近藤会長】 いや、そういうスペースがもしあるのだったらやはり、これもただ看板がありますというんじゃないなくて、中身が見たいですね。

【鈴木課長】 中身ですね、わかりました。はい。

【近藤会長】 そうです。それでお願いできればと思います。

【山口（祥）委員】 市町村によって違いがあると我々も利用しにくいので、やはり統一したものでやってもらいたい。

【近藤会長】 はい。ぜひ障害者の立場の方々の意見を重視して考えていただければと思いますの

で。どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、井手委員、よろしくお願ひします。

【井手委員】 私も今日初めて参加させていただきまして。特に私なんか、鎌倉の場合、観光客が多く来る。そうなると、日本人以外、外国人の方々に対してのこの保全基本計画というのはどこまでできているのかなというのはちょっと今疑問に思っています。

【近藤会長】 ユニバーサルデザインですね。

【井手委員】 特に、オリンピック等も決まった中でいくと、やはり神奈川県に外国人の方々が多く来ていただけるようになると思ったときに、こういう、いろいろな掲示板等にしてもどこまで、英語、韓国語なのか中国語、どういうところまで出来るのかというのを、疑問に思っています。その辺が何かもしもあるのであればお聞きしたいと思います。

【近藤会長】 ぜひ…いや、今後事務局のほうでこの、パンフレットは別としても、基本計画は日本語でつくるんだから、その後、翻訳するのか、概要版のパンフレットをつくるのか。そのときに、いわゆる言葉のユニバーサルデザインというのかな、英語、中国語、韓国語、その辺をつくるかどうか。それは県のほうでまた御検討していただきたい。それはまたサインも同じでしてね、日本人はわかるけども外国人がわからないということもありますので、これもある意味でのバリアフリーだと思いますので、ぜひこの辺は検討してみてください。大変貴重な意見だと思います。ありがとうございます。

それでは引き続きまして、宇田川委員、どうぞ。

【宇田川委員】 私も事前にこの計画の素案を頂きまして、非常に膨大な量だということで改正点だけ、飛ばし読みというわけではないのですけど、そこだけ読ませていただきました。その中で、やはり私も専門知識がないものですから、本当に素人的に読んだのですが、先ほど会長、副会長が言われたように、県の職員の方だと専門知識をお持ちですから理解できるのしようが、もう少し、第三者というか、違う方に見ていただいて平易な文章といいますか、わかりやすい表現ということに留意していただければと思いました。

【近藤会長】 ありがとうございました。それでは引き続きまして、川辺委員、どうぞよろしくお願いいたします。

【川辺委員】 はい、ありがとうございます。大変意欲的な基本計画だなというふうに拝見したんですけれども、ちょっと気になるというか、よくわからなかった点がありまして、市町村自治体と御相談されて計画をつくられたということなのですけれども、この後、その市町村自治体、あるいは地元というのがどういうふうにこの基本計画にかかわっていく

のでしょうか。例えば、先ほどの高さを決めるという場合にしても、地元で考えてください、というふうに投げかけるわけですけれども、それはゾーンごとに市町村自治体と相談してというような形なのでしょうか。その辺について、教えていただきたいなと思いました。

【近藤会長】 いかがでしょう。はい。

【事務局】 一般的に海岸管理者というものがございまして、海岸管理者というのが県であったり市・町であったり、基本的には行政が管理しているという区域になっております。その区域の中での施策について、特に今回高さがメインで見直しとなっていますが、どの高さにして構造物をつくっていくか、そういうことの施策を実施するときには管理者が中心になって、まずは設計や計画を立てて、それに基づいて地元の住民に対し説明会を開催したりし、その具体的な手法はその管理者によって変わってくるとは思うのですが、その管理者が主体となって地元との調整をやったりとか、行政間との調整、そういうところをやりまして、ある程度、周りと調和がとれた形の中で実施に向かっていくという流れがでております。

【川辺委員】 はい、わかりました。その道筋が見えにくいというか、わからなかつたので、もうちょっと明らかにしていただければと思います。もう1点、これに関わるかと思うのですけれども、P D C Aサイクルで進めるというときに、プランにこのように市町村の方たちにも入って御意見伺ったということはとてもよいと思うのですけれども、その後、実際にやって評価をする段階でどうされるのかなど。協働で参加型にするためには、P D C Aサイクルの評価の部分にかかわっていただくかどうかというのが大きな分かれ目になるのではないかなと思っております。可能であればそのあたりも御検討いただければと思いました。

【近藤会長】 ありがとうございました。かなり重要なところですので、先ほどのP D C Aを解説するにあわせて、何かこの辺が計画上、自治体がどう対応できるのか、対応したらいいのか、何かやはり、何かの表現が必要かなという感じがしますね。というのは、一般の人見たときに県が全部管理してくれるんだったらそれでいいと思うんですよ。自治体でどう対応していったらいいのか。先ほど鎌倉のほうからちょっと御説明がありましたけども、地域地域で高さも、L 2にはほとんど対応しない、L 1については整備することだけれども、それ以上の高さについては、たしか鎌倉は陸地のほうの高いところを利用したり何かするということですかね。建物とか、そういうところに避難しよう

ということで。その辺の計画なんかの手続の仕方。はい、どうぞ。

【鈴木課長】 私からお答えします。基本的にそのP D C Aサイクルの中の検証とかは、県と相模湾の場合は13の市町があるのですけど、その13の市町で連絡調整会議というのを設置していくまして、年に1回から2回、県がやること、それから市町が海岸に対してやってることとか、そういう情報を共有する場ができていて、それによって、これまで例えば養浜してきましたとか、あるいは新たに護岸つくりましたということがあった場合に、その効果が5年後どうなったかとか、そういうことも、モニタリングを含めて、そういう場で情報を共有しているということがあります。基本的には全体の検証としては、そういう場で検証していくということと、あともう一つは、個別の海岸ごとに、市町であったり、私ども県の出先の土木事務所がモニタリングをした結果を検証しています。個別にはそういうところで検証した結果が出てくるということになっているということでございます。

【近藤会長】 そうですね、この辺をどう説明するかはまた、どこに入れるかは別として、後ほど検討するにして、ただいまいただいた川辺委員のお話はかなり重要だと思うし、一般的市民も、じゃあこれは県に言うべきなのか、市に言うべきなのかということもあると思いますので、何かそのことについて表の前ぐらいいに何か整理していただければわかりやすいかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

小西委員、いかがでしょうか。

【小西委員】 はい。私、神奈川県の海水浴場組合連合会という、海水浴場組合なんですけれども、三崎から湯河原までの海水浴場、2カ月のシーズンの団体でございますけれども、この、こういう相模湾の基本計画があるということは聞いておりましたけれども、切実にこここの場に座させていただいて、海水浴場として言わせていただくと、年々砂浜が減っている。それは津波とか高潮とかではなくて、水位が上がっているのかということで、鎌倉の海水浴場、稲村の海水浴場は十数年前に封鎖を、もう海の家が建てられない、監視所が建てられないということで封鎖をいたしました。以前は台風のときに水が来てしないがいいねという話だったのですけれども、最近は何か、もうちょっとの低気圧で波が来てしまうというのが現実です。今後、海の家が建てられない箇所、逗子とかもちろん深刻に考えておりまして、その辺も含めて、災害ということ、大きくくくるとそこに行くんですけども、養浜対策ということに関しては県のほうに毎回お願いはしているんです。ただ、一番ひどいところから手をかけていますよということなんですけれども、

砂浜は多分なくなってしまうともう復活ができないので、今まだ砂浜があるうちに何とか考えていただきたいのと、こういう会に入れさせていただいて一緒に考えていきたいなと思っております。

それと、2-31の津波警報発令中、津波に注意というその看板というのか…。

【近藤会長】電光掲示板ですね。

【小西委員】 はい。昨年ちょっといきなり立てられて、これは、もちろん津波に関して皆さんにお知らせしなくてはいけないことは大切なことなんですけれども、ここに至るまで、何かもうちょっとこういう場でこういうものが立ちますよみたいなことがあったら、よく聞かれるんです。もう何でこれいきなり立っちゃったんですかって聞かれるんですけれども、ちょっと答えられなくて、こういう時期なのでこういう看板も必要なんじゃないですかというお答えはしているんですけども。その辺の、もうちょっと地域の方たちと密着して、今こんなことを考えてこんなふうに対策を練っているんですよというようなお知らせが、わかりやすくお知らせできればいいのではないかなと思います。以上でございます。

【近藤会長】 はい、ありがとうございました。今、ある意味での苦情だと思いますけども、これ手続上、今後こういう話があったときにはどうしたらいいのか。これ地域ごとの、市町村が展開しているわけじゃなくて、県が電光掲示板については整備したと思いますので、はい。当然住民協議会とか自治体の首長さんとか議員さんにもヒアリングはかけて最終的にはやったけども、利害関係者の、いわゆるステークホルダーがどこまで入ってくるかというところが一番重要だと思いますし、歴史的な浜茶屋、海の家というのはやはり神奈川県の特徴だと思いますので、その方々にも土俵にのっていただいて意見いただくと。もしかしたら組合長さんが知らないうちに、ほかの組合の人がそれで委員で入っていたりというケースもありますので、その辺はどうなっていますか。

【事務局】 津波情報盤設置に当たりましては、基本的に地元、当然市町も含めて協議をしていますし、近隣の住民の方等に説明をしているところなのですが、今のお話のように、すべての方には情報伝わっていなかった部分というのはあったのかなと考えております。いくつかそういうところもありましたので、今後つくるときにはもっと広く周知して、御意見を伺った上で設置したいと考えています。

【近藤会長】 はい、どうぞ。

【小西委員】 よろしいでしょうか。今お話ししたように、神奈川県の海水浴場組合のところにお

りまして、各組合ではなくその海水浴場のここに伝達をいただければ皆さんに伝達行くというようなシステムになっておりますので、その辺、またこういう会にも呼んでいただいているし、今後その辺の御配慮もいただければと思っております。

【近藤会長】 要望を兼ねて、御配慮お願ひいたします。ここで、砂浜の件につきましては、養浜の件につきましてかなり重要な要素ですので、先ほど柴山委員がおっしゃったように、実際にやられている秋谷海岸とか中海岸とか、茅ヶ崎中海岸、この辺について情報を少し上げておいていただきたいなと。つまり、礫を入れて、砂そのものだったら流されどんとなくなっちゃう可能性もあり、いくら追加しても追加し切れないところありますので、十分そういう、なるべく流されないような土砂管理も考えているということを、事例として挙げていただくのも一つの方法かなと思います。まさに、緩傾斜護岸というのかな、その養浜が高潮についても効果的な要素がありますので、ぜひ、そこをどう触れるかはまた考えるとしても。ほかにいかかでしょうか。何か一言二言、ぜひこれは今のうちに話しておきたいということがございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

特別なければ。結局、本会の懇談会は予定の3時をちょっと過ぎましたけれども、これで終了いたしますけれども、この、できたら1週間以内でもう一度これ読んでいただいて、委員の皆様方には大変御迷惑な、またお仕事の中でこういうものをもう一度精査するというのは大変なお仕事だと思いますが、あくまでも気がついたことで結構ですので、御質問とか御意見ありましたら事務局に何らかの形で、電話あるいはメール、ファクス、どういうコミュニケーション手段でも結構ですので、御連絡いただいて御意見いただいたら、最後はちょっと次の2月までに皆さんの御意見、かなり今日注文出ましたので、それを私と柴山先生と2人で、事務局と皆さんの御意見を踏まえた上でもう一度ある程度のたたき台をつくりたいと思っております。その上でまた2月に開示しまして、当然パブリックコメントも行いますし、それから各自治体の、事務局というか、行政の方とも打ち合わせしながらそういう整理をしていきたいと思っています。そういう意味で、2月までちょっとこの意見の整理ということで、私と柴山副会長にお任せ願えますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい、どうもありがとうございます。それでは、最終的には2月までにはそういうことで取りまとめまして、その上でまた皆さん方、事前にわかれば事前…先に資料を送つ

てまたもう一度見ていただくということをしていただければと思いますので。それでも1週間ぐらい前ですね。どんな遅くとも。できたら…前の日にもらってもちょっと見られないというのがあると思いますので。よろしくお願ひいたします。

ちょっと時間が過ぎてしましましたけれども、一応本日の議題はこれで終了したいと思います。大変お忙しい中、参加いただきましてありがとうございます。しかも、さまざまな視点で御意見をいただきまして感謝申し上げます。それでは、事務局のほうにお返しいたしますので、よろしくお願ひいたします。

3. 閉会（あいさつ）

（以上の部分は省略しています。）